

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

- お知らせ ○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与課 1頁
- 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 予算経理課 2頁

お 知 ら せ

平成25年2月26日付け三重県公報第2474号に教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年二月二十六日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
 三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号 三重県教育委員会規則）

の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第十一号までの規定、第五条第二項、第十三条第二項及び第十四条第一項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

附則第三項を削る。

別表第二八及び二並びに別表第六八及び二中「正造の試験」を「採用試験」に改める。

別表第七イ中 「 59 59 60 60 61 61 61 61 62 62 62 62 63 63 63 63 64 64 64 64

65 65 66 66 67 」を「 58 58 59 59 59 59 60 60 60 60 61 61 61 61 62 62 62

62 63 63 63 64 64 64 65 」に、「 34 35 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41

を「 33 34 34 35 35 36 36 37 37 38 38 39 」に改める。

別表第七ロ中 「 75 75 76 76 77 77 78 78 79 79 80 80 81 81 82 82 83 83 84 84

85 86 87 88 89 」を「 74 74 75 75 75 75 76 76 76 76 77 77 77 77 78 78 79

79 80 80 81 81 82 82 83 」に、「 21 22 23 24 25 25 26 26 27 27 28 28 29 29

30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	を	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	24										
24	25	25	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	に改める。																		
別表第七八中											を	62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	64	64	64	64	64	65	を	61	62		
62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63	64	64	64	に	39	39	39	39	39	40	40	40	40									
40	40	41	41	42	42	43	を	38	39	39	39	39	39	39	40	40	40	40	40	40	40	41	41									
に											を	41	41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	を	40	41	41
41	41	42	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	に改める。																		
別表第七二中											を	57	57	57	57	58	58	58	58	58	59	59	59	59	60	60	60	60	61	を	56	
57	57	57	57	57	58	58	58	58	58	58	59	59	59	59	60	に	56	56	56	56	57	57										
58	58	59	59	60	60	61	61	62	62	63	を	55	56	56	56	56	56	57	57	57	57	57										
58	58	58	59	59	59	に	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84										
85	を	68	69	69	70	70	71	71	72	72	73	73	74	74	75	75	76	77	に													
51	51	52	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	を	50	50	51	51	51										
51	52	52	52	52	53	53	53	53	54	54	55	に	33	33	34	34	34	35	35	36	36	37	37									
38	38	39	39	40	40	41	を	32	33	33	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36	36									
36	37	に	29	29	30	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	35	36	36	37	を	28										
28	29	29	29	29	30	30	30	30	31	31	31	32	32	32	33	に改める。																

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県告示第122号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成25年2月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

22	高校生国際交流促進費補助金	高校生の海外留学を促進することにより、広く国際社会で活躍できる人材の育成を図る。	留学に要する経費	教育長が別に定める。	県立の高等学校及び特別支援学校高等部の生徒から選考された者
----	---------------	--	----------	------------	-------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金等から適用する。

発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社